

○郵便等による不在者投票の手続き（代理記載の場合）

郵便等による不在者投票を行うには、まず「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。それに加えて、あらかじめ次の①及び②の手続きを行っておく必要があります。①及び②の手続きは同時に行うことができ自署は不要です。

①代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続

「郵便等投票証明書交付申請書」及び「（代理記載制度を適用する為の）申請書」と「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」、「知事が発行する障害の程度を示す証明書」、又は「介護保険の被保険者証」のいずれかを添付して選挙管理委員会に申請します。 ※既に「郵便等投票証明書」をお持ちの方は「郵便等投票証明書交付申請書」ではなく「郵便等投票証明書」を添付します。

②代理記載人となるべき者の届出の手続

「代理記載人となるべき者の届出書」及び「代理記載人の同意書及び選挙権を有する者である宣誓書」と「郵便等投票証明書」を選挙管理委員会に提出します。 ※①と同時に行う場合は「郵便等投票証明書」は不要です。

要件に該当する場合、代理記載による投票ができる「郵便等投票証明書」が交付され、この証明書の有効期限は、身体障がい者については、交付の日から7年間。要介護者については、交付の日から要介護認定の有効期間の末日までです。大切に保管してください。

投票の仕方

- (1) 「代理記載人の署名した請求書」に「郵便等投票証明書」を添付して、選挙期日の4日前までに投票用紙類を選挙管理委員会へ請求して下さい。
- (2) 不在者投票に必要な投票用紙類が自宅に送付されます。
- (3) 自宅において、代理記載人は、投票用紙に選挙人の指示する候補者名（政党名）を記載して、投票用封筒に入れ、その表面に署名します。
- (4) 同封されてきた返信用封筒に入れて、郵便局または、郵便ポストへ投函して下さい。これで投票は終了です。